

古代アメリカ学会会則

制定1997年 4月 1日
改定2000年 5月27日
2001年 6月16日
2003年11月29日
2004年 4月18日
2006年12月25日
2010年10月 1日
2011年12月 3日
2012年12月 1日
2015年 1月 1日
2015年12月 5日

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は古代アメリカ学会（英語名 Japan Society for Studies of Ancient America、西語名 Sociedad Japonesa de Estudios sobre la América Antigua）と称する。

第2条 (目的)

本会は南北アメリカ先史学・考古学ならびにその関連分野を研究する者が、活発な意見・情報の交換を通して互いの研究の深化と知見の拡大をはかり、日本における当該研究の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (一) 研究発表のための定期的な会合の開催
- (二) 会誌および会報の発行
- (三) 本会の目的を達成するために必要なその他の事業

第4条 (事務局)

本会は、事務局を山形大学人文学部坂井正人研究室内（所在地 山形県山形市小白川町1-4-12）に置く。

第2章 会 員

第5条 (資格)

本会の会員は、南北アメリカ先史学・考古学ならびにその関連分野を研究し、かつ本

会の目的および事業の趣旨に賛同する者で、役員会が入会を承認した者とする。

第6条（権利）

本会会員は以下の権利を有する。

- (一) 総会に出席する権利
- (二) 会誌に投稿する権利
- (三) 研究発表のための定期的な会合において発表を行う権利
- (四) 会報の配布を受ける権利
- (五) 会報に情報・連絡事項を掲載することを要請する権利
- (六) 会誌の配布を受ける権利

第7条（入会）

本会に入会を希望する者は、その旨を本会事務局に申し出た後、本会役員会において承認を受けるものとする。

第8条（機関誌の配布等）

会誌の配布は、第6条、及び本条2項による他は、有償とする。会誌の頒価は発行の都度、役員会にて決定するものとする。

- 2 研究機関等に対する会誌の配布は、その送付先の選定、送付方法など全て役員会の判断で行うものとする。

第9条（会費）

会員は、別に定める会費を納めなければならない。

第10条（退会）

本会の退会を希望する者は、その旨を本会事務局に申し出るものとする。

第11条（除名）

役員会は、会員が次の号に該当する場合、議決をもって、これを除名することができる。

- (一) 会費を連続して2年間、無届けで滞納した場合
- (二) 本会の名誉を著しく傷つけた場合

第12条（役員）

本会は、次の役員をおくものとする。役員は役員会を構成する。

- (一) 会長 1名
- (二) 代表幹事 1名
- (三) 事務幹事 1名
- (四) 運営委員 10名以内

(五) 監査委員 2名

- 2 本会役員は、必要と認められたときには、複数の役職を兼務することができる。ただし、いずれの役職も監査委員との兼務は、これを認めない。

第13条（役員を選出）

会長、代表幹事および監査委員は、会員の投票により選出するものとする。

- 2 事務幹事、運営委員およびその担当会務は、会長がこれを任命するものとする。
- 3 第1項の投票による選出については、別に選挙管理規程を定めるものとする。

第14条（役員の職務）

会長は本会を代表し、会の運営・活動に関する対外折衝や申請を行うものとする。

- 2 代表幹事は、会長の職務を補佐し、会の運営・活動に関する職務を統括するものとする。
- 3 事務幹事は文書名簿の作成と発送、各会員の連絡など本会運営・活動に係る事務処理を行うものとする。
- 4 運営委員は別に定める会費の徴収と資産の管理を行なう会計、会誌の編集、会報の編集、会の活動の広報、研究会開催等の会務を執行するため、各々の会務に必要な人数を担当として置き、会の運営・活動に関する職務を遂行するものとする。
- 5 監査委員は会計から提出される会計報告を監査するものとする。

第15条（役員の任期等）

役員任期は、2年間とする。

- 2 役員がその職務を遂行することが実質的に不可能となった場合、会則第13条に従い、すみやかにその後任者を選出するものとする。ただし、選出された後任者の任期は、その先任者の残任期間とする。
- 3 役員在任は、連続3期を限度とする。連続3期役員を経験したものは、次の1期は役員に就任することができない。ただし、第13条1項によって選出される役員については連続2期を限度とする。

第3章 総会・役員会

第16条（役員会の招集等）

役員会は、必要に応じて、会長がこれを招集する。

- 2 役員3分の1以上から、議題を提示して請求のあった場合、会長は役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会の議長は原則として代表幹事とする。

第17条（総会の開催）

定例総会は、年1回、会長がこれを招集する。

- 2 次の場合、会長は、臨時総会を招集する。
 - (一) 会長が必要と認めた場合
 - (二) 会員の5分の1以上から議題を提示して請求があった場合
- 3 総会の議長・議事録署名人は総会において会員の中から選出するものとする。

第18条（総会の決議事項）

次の事項は、総会に提出して、その承認を得なければならない。

- (一) 事業計画および収支予算
- (二) 事業報告および収支決算
- (三) 監査委員の監査
- (四) その他、役員会が必要と認めた事項

第19条（定足数）

総会は本会員の2分の1以上、役員会は役員2分の1以上の出席がなければ開催できない。ただし、あらかじめ提出された委任状をもって、出席者数に加算できる。

- 2 総会および役員会における決議は、会則第24条に定める他は、出席者の過半数をもって成立する。可否同数のときは、役員がその取扱いについて協議する。

第20条（議事録）

総会および役員会において書記を務めたものは議事録を作成し、代表幹事がこれを保管する。総会および役員会における議事の要領および決議事項は、会員に通知する。

第4章 資産および会計

第21条（資産）

本会の運営ならびに事業は、会員より徴収した会費、会誌の売り上げなどの事業収入、寄付等によって行うものとする。

第22条（収支決算）

会計担当運営委員は会計年度末に収支決算を作成し、監査報告とともに、次年度の総会に提出し、会員の承認を求めるものとする。

第23条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わるものとする。

第5章 会則の変更

第24条（会則の変更）

この会則は、総会において、その出席者の3分の2以上の賛成の議決によらなければ、変更することができない。

付 則

1. 本会の会費は、下記のとおりに定める。
一般会員年額 8、000円 学生会員年額 6、000円

2. 会費の改訂は、役員会の提案に基づき、会則第24条に従い、総会において決議するものとする。

3. 本会則は、1997年4月1日から施行する。
付則
この会則は、2000年5月27日から施行する。
付則
この会則は、2001年6月16日から施行する。
付則
この会則は、2003年11月29日から施行する。
付則
この会則は、2004年4月18日から施行する。
付則
この会則は、2006年12月25日から施行する。
付則
この会則は、2010年10月1日から施行する。
付則
この会則は、2011年12月3日から施行する。
付則
この会則は、2012年12月1日から施行する。
付則
この会則は、2015年1月1日から施行する。
付則
この会則は、2015年12月5日から施行する。